

令和 3 年

綾瀬市議会 6 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

3 4	綾瀬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	1
3 5	綾瀬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	3
3 6	綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例	4
3 7	綾瀬市景観条例の一部を改正する条例	5
3 8	市道路線の認定について（R 1 0 - 9）	8
3 9	令和 3 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 3 号）	別 冊

報 告

2	令和 2 年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について	9
3	令和 2 年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について	1 3
4	令和 2 年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について	1 5
5	令和 2 年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	1 7

綾瀬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和27年綾瀬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつたもの」を「なつた者」に改め、「、任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「あつては」を「あつては」に、「に署名」を「を提出」に、「行つて」を「行って」に改める。

第1号様式中「㊦」を削る。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

<p>宣 誓 書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">綾瀬市（階級）氏 名</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

職員のサービスの宣誓において署名及び押印並びに対面を不要とするため、所要の改正

をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

綾瀬市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年綾瀬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行つた委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印し」を削る。

第9条第2項中「、調査を行つた委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印し」を削る。

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

固定資産の価格に係る不服審査手続において署名及び押印を不要とするため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市立公民館条例の一部を改正する条例

綾瀬市立公民館条例（平成26年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「団体登録」を「団体登録等」に改める。

第11条第2項中「団体」の次に「（市民展示ギャラリーにあっては、団体又は個人）」を加える。

第16条第5号中「障害児」の次に「（以下「障害者等」という。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(8) 障害者等が個人利用するとき。

別表第3綾瀬市立中央公民館の項に次のように加える。

市民展示ギャラリー	1日 1,000円
-----------	-----------

別表第3備考中「)以外の者」の次に「又は市民以外の者」を加え、「又は市民」を「若しくは市民」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の別表第3に規定する市民展示ギャラリーの利用に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

公民館の利用施設を追加し、その利用料金を定めるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市景観条例の一部を改正する条例

綾瀬市景観条例（平成24年綾瀬市条例第31号）の一部を次のように改正する。
別表中「都市計画法（）」を「1 都市計画法（）」に、「都市計画法第7条第3項」を「2 都市計画法第7条第3項」に、

「都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち

・近隣商業地域 ）」を

「3 都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち

・近隣商業地域 ）」に、

「都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち準住居地域であり、かつ、」を「4 都市計画法第8条第1項第1号に定められている地域地区のうち準住居地域及び」に改め、「2,000平方メートルを超えるもの」の次に「（宅地の分譲をすることを目的として造成するものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

<p>5 景観形成重点地区（綾瀬シンボルロード）</p>	<p>・建築基準法第6条の確認の申請が必要なもの ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の面積が、建築物の各面において5分の1を超えるもの</p>	<p>建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要なもののうち ・擁壁等高さ2メートルを超えるもの ・煙突等高さ6メートルを超えるもの</p>	<p>開発区域面積が500平方メートル以上のもの（宅地の分譲をすることを目的として造成するものを除く。）</p>	<p>行為に係る土地の面積が500平方メートル以上で、かつ、堆積等の期間が60日を超えるもの</p>
------------------------------	---	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、物見塔等 高さ8メートルを超えるもの ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 高さ15メートルを超えるもの ・装飾塔等 高さ4メートルを超えるもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等 ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の面積が、工作物の各面において5分の1を超えるもの 	
--	--	---	--

別表に備考として次のように加える。

備考 1 1の項から3の項までに定める対象地域については、4の項又は5の項に定める対象地域を除くものとする。

2 4の項に定める対象地域については、5の項に定める対象地域を除くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う行為に係る景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出及び同法第17条第1項の規定による命令について適用する。

(準備行為)

3 施行日以後に行う改正後の綾瀬市景観条例別表に掲げる行為に係る景観法第16条第1項及び第2項の規定による届出に係る同条例第13条第1項の協議及び同条例第3項の規定による書面の交付は、施行日前においても行うことができる。

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

景観形成重点地区の指定に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

市道路線の認定について

次の市道路線を認定します。

路線名	起 点	終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	摘 要
市道 10-9号線	寺尾南二丁目 170番9地先	寺尾南二丁目 170番10地先	47.4	5.0	

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

開発行為により帰属された道路用地を認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

令和2年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

令和2年度綾瀬市一般会計繰越明許費繰

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事管理経費	円 31,078,000
		文書法制管理経費	39,189,000
		公用車両管理経費	11,307,000
		防災資機材整備事業費	122,676,000
4 衛生費	1 保健衛生費	感染症対策事業費	244,957,000
		妊婦支援特別給付金事業費	29,383,000
7 商工費	1 商工費	中小企業者応援事業費	23,296,000
		工業振興事業費	15,000,000
		工業補助事業費	90,040,000
8 土木費	1 土木管理費	住宅リフォーム補助事業費	55,000,000
	2 道路橋りょう費	市道整備事業費	264,645,000
	4 都市計画費	道の駅整備推進事業費	666,000,000
		公園施設改修事業費	30,008,000
		公共下水道事業会計補助金	2,673,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
29,170,000		29,170,000				
38,462,000		38,462,000				
11,307,000		11,307,000				
118,753,000		118,753,000				
228,128,000		228,128,000				
29,380,000		29,380,000				
11,297,000		11,297,000				
15,000,000		15,000,000				
89,040,000		89,040,000				
55,000,000		55,000,000				
223,624,000		91,000,000		89,500,000		43,124,000
666,000,000	60,000,000	154,682,000		256,500,000		194,818,000
30,008,000		15,000,000		15,000,000		8,000
2,640,000		2,640,000				

10 教育費	1 教育総務費	児童・生徒保健衛生経費	18,400,000
	2 小学校費	小学校施設維持管理経費	12,594,000
		小学校施設改修事業費	37,850,000
	3 中学校費	中学校施設維持管理経費	6,119,000
		中学校施設改修事業費	140,120,000
	4 社会教育費	公民館維持管理経費	7,623,000

18,400,000		18,400,000				
12,513,000		12,513,000				
37,850,000		10,782,000		21,500,000	5,500,000	68,000
6,082,000		6,082,000				
140,120,000		46,706,000		93,300,000		114,000
7,623,000		7,623,000				

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和2年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和2年度綾瀬市一般会計継続費繰越計算

令和2年度綾瀬市一般会計継続

款	項	事業名	継続費 の総額	令和2年度継続費 予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
			円	円	円	円
8 土木費	2 道路橋 りょう費	釜田橋・寺尾 橋修繕工事	199,333,000	82,800,000	79,733,000	162,533,000
	4 都 市 計画費	光綾公園再整 備工事	795,099,000	147,686,000		147,686,000
10 教育費	2 小学校費	寺尾小学校空 調設備機能復 旧工事	297,626,000	71,707,000		71,707,000

書を調製したので報告します。

費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
			繰越金	特定財源		
				国 県 支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円
	162,533,000	162,533,000	42,539,000	69,194,000	50,800,000	
147,413,000	273,000	273,000	252,000	21,000		
71,706,040	960	960	960			

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和2年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和2年度綾瀬市一般会計事故繰越し繰越

令和2年度綾瀬市一般会計事故繰越

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額
				支出済額	支出 未済額	
8 土木費	2 道路橋りよ う費	市道整備事業	38,247,000 円	15,290,000 円	22,957,000 円	円

計算書を調製したので報告します。

し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債		
円 22,957,000	円	円	円	円	円 22,957,000	工事発注後、残土処分場である煤ヶ谷処分場が、残土受入台数の制約をしたことにより、年度内に完了ができなかったため

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古塩政由

令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

令和2年度綾瀬市公共下水道事業会計予算繰

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道管きよ建設 事業	191,932,000	154,725,144	2,640,000
		公共下水道管きよ改良 事業	222,126,000	89,945,224	126,053,000
		終末処理場改良事業	738,004,000	209,375,171	528,600,000
		流域下水道建設事業	16,122,000	14,327,000	1,780,000

越計算書を調製したので報告します。

越計算書

良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	損益勘定留保 資 金 等			
円	円	円	円	円	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業実施に当たり、事業が年度内に完了しなかったため
		2,640,000	34,566,856		
62,111,000	41,300,000	22,642,000	6,127,776		国の補正予算に伴い、令和3年度に予定している工事を前倒ししたことにより、事業が年度内に完了しなかったため
284,040,000	244,400,000	160,000	28,829		国の補正予算に伴い、令和3年度に予定している工事を前倒ししたことにより、事業が年度内に完了しなかったため
	1,700,000	80,000	15,000		国の補正予算に伴い、令和3年度に予定している工事を前倒ししたことにより、事業が年度内に完了しなかったため

令和3年6月1日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由